

政務活動費最新判例学習会

16/2/27 (土) 「見張り番」学習会
全国市民オンブズマン連絡会議 事務局 内田隆

1.なぜ今政務活動費を追及するか

単なる税金の無駄使い?

使途から「議員の活動」が分かる ・不透明だと ・透明化すれば 【別紙1】

政務調査費は「議員の調査研究に資するため」

→政務活動費「議員の調査研究その他の活動に資するため」

2.追及の方法

・透明化を求めて 情報公開度ランキングなど

領収書ネット公開 (15/10/30 現在) 大阪府・高知県 函館市・大津市・西宮市

ほか 24 自治体 北海道登別市・福島町・鹿追町 山形県川西町 福島県須賀川市

茨城県常陸太田市 埼玉県富士見市・ふじみ野市・三芳町・嵐山町・杉戸町

東京都立川市・三鷹市 神奈川県大和市・箱根町 福井県小浜市

愛知県刈谷市・尾張旭市 奈良県天理市 島根県浜田市・益田市

福岡県宗像市 熊本県八代市・水俣市

・各議会 マニュアル入手

・不正 追及し、住民監査請求・住民訴訟へ

住民監査請求での返還額 100 件 968,289,907 円 【別紙2】

住民訴訟 79 件勝訴

・「うつつこはこんなにひどい」コンクール 2015年から

3.政務調査費 判決の流れ

1) 当初 領収書があまり公開されず 明らかに法に違反しているものが対象

・品川区議飲食代 769 万返還命令 (2006/4/14 東京地裁)

・政治資金パーティー等政治活動

・個人的支出

・偽造領収書・カラ出張・人件費水増しなど

→明らかにおかしいものは発覚すれば返還へ

2) 領収書が徐々に公開 「按分問題」

事務所やガソリン代、人件費など「政治活動にも政務調査活動にも使える」ものはどうするか

→按分割合を示す判例が多数。

多くの議会で議会作成マニュアルを作って上限を定める

3) 全領収書公開 政務調査費から政務活動費へ

「議員の調査研究その他の活動に資するため」でどうなるか

4.愛知県議政務調査費住民訴訟について

1) なぜ住民訴訟を起こしたか

名古屋市 住民訴訟 4 件 愛知県 住民訴訟 2 件

2009年度当時 愛知県議領収書は3万円以上（人件費を除く）しか公開されず。

（2010/4/1 現在調査では、全国ワースト3）

公開された領収書のほとんどが事務所と車リース料。しかも支出先個人黒塗り。

愛知県条例（当時）：会派に支給

規程に「事務所費」はなく「事務費」しかない。

「マニュアル」で事務所費OK、車リース料は年間80万円までOKとした。

☆条例を精査して「勝てる」ところを探す 狙いを絞った

以下名古屋市議会の判決が使えるのでは?2011/2/18に8313万円返還を求め住民監査請求。

2) 名古屋市議会の裁判

名古屋市議会も規程に「事務所費」はなく「事務費」しかない。マニュアルを作らず。

2004年度領収書もなし。作成義務があった会計帳簿を作らず。一部議員が陳述書を提出。

- ・2011年3月23日 名古屋市議 平成16年度 4614万返還命令 名古屋地裁
「基本的に政務調査費の支出対象としては想定していないものと解するのが相当である」とした上で、「調査研究活動のために特に事務所を借り上げる必要があったような場合には事務費に当たると解する余地はあるが、特段の事情につき何ら述べていない」

→2013年1月31日 294万返還命令に減額 名古屋高裁

「基本的に政務調査費の支出対象としては想定していないものと解するのが相当である」

→13/9/19 最高裁で上告棄却 確定

☆愛知県議会の住民訴訟でも使える

なお、その後愛知県議会は 条例を改正 2011年5月以降会派と個人 両方に支給

規程を改正 個人支給「事務費」欄に「事務所費・車リース料」を明記

3) 愛知県議 住民訴訟 名古屋地裁

事前準備 メンバーが領収書をパソコンに入力。按分率がバラバラ。

原告主張 i) 条例・規程に記載のない支出は認められない（名古屋市議会判決）

- ii) 仮に認められるにしても、本人・親族が経営する企業から借りるのは実際費用が発生しているのか不明なので全額の返還を

県主張 i) 議長がマニュアルを定めた。規定とマニュアルは同列

会派主張 i) 親族企業からの賃貸はマニュアルで禁止されていない

2014/1/16 名古屋地裁判決 約2860万円返還命令

- i) 使途基準を「マニュアル」で規定してよいか→地方自治法・政務調査費条例に反しない

- ii) 「事務所家賃」「車リース料」は事務費に該当するか

→想定されていなかったなどということはできない。

- iii) 条例上会派のみ交付だが、議員個人が契約したものに支出が許されるか

→会派が行う調査研究活動と議員個人が行うその他の活動の双方に使用されている場合には、各活動への使用実績に応じて按分した限度において政務調査費を充てることが許される。

- iv) 按分率はどうか

→特段の事情がない限り、会派から委託を受けた調査研究活動のために使用された割合とそれ以外の活動のため使用された割合は同等程度であると推認するのが相当。

各議員は算定の基となる資料や算定方式など、各数値の算定根拠について、何ら具体的な説明をしていない。

政務調査費を充てることが許されるのはせいぜい2分の1にとどまると推認するのが相当。

☆2分の1を超えて充てられた部分については、不当利得として返還すべき

v) 自らもしくは親族が代表取締役を務める同族会社への事務所・車リース支出（8名分）は→果たして実際に議員の事務所として使用され、その機能を備えていたかどうかや、会派から委託された調査研究活動のために使用されていたかどうか、全額支払っていたかどうか、大いに疑問があるほかはなく、むしろ上記のような使用や支出の実体が欠けていたことが推認される。

☆全額を不当利得として返還すべき。

4) 高裁のやりとり。

会派 ほぼ全員が詳細な陳述書提出。積み重ねると1メートル以上

「政務調査費を使って本会議・委員会で2年間でこれほど発言した」一覧提出。

「交通事故処分軽減の口利きのため、事務所を使った?」【別紙3】

自家用車があるのに「町内会盆踊り出席のためクラウンマジスタ?」

「道路事情の調査?」

原告 すべて読み込み詳細な反論。陳述書記述で親族会社も新たに発見、12名に。

陳述書を一覧にし、問題点を摘出。政務活動費の必要性を述べていない。【別紙4】

逆に2年間1回も発言していない議員4名が判明。4年間の発言分析へ（後述）

筏津順子裁判長のもと、会派側が引き延ばし戦略

5) 新裁判長になって

後任は藤山雅行裁判長。「条例制定時の経緯を提出してほしい」

「2013/1/31 名古屋高裁と県民の常識を踏まえて判断したい」

15/12/24 判決 約8116万円全額返還命令 <http://nagoya.ombudsman.jp/seimu/151224.pdf>

i) 用途は法律で限定されており、条例で用途を拡大することは許されない。

ii) 『事務所費』と『事務費』は厳然と区別されてきた

iii) 政務調査活動は通常必要が生ずる都度行うもの。

その活動のみの事務所・車リースは想定し難い

iv) 陳述書でも必要性を個別具体的に主張立証していない

→県と3会派は上告

6) なぜ勝訴できたか

- ・狙いを絞った
- ・優秀な弁護士
- ・裁判官に恵まれた

5. 議員の質問回数と政務活動費の支出について

1) きっかけ

上記裁判で、2年間1回も議会で発言していない議員の存在が明らかに

→4年の任期ではどうなのか。

2) 調査対象と方法

2011/5-2015/4までの本会議・委員会の発言回数をネット議事録で調査。

政務活動費の項目ごと支出を全員分入力。一覧表作成。

質問回数をポイント化。【別紙5】

結論：事務所賃料や人件費を多く支出すれば上位当選しやすい。

落選議員は1ポイントあたりの政務活動費が小さい。

6.今後の名古屋の活動予定

- ・ 4年間1回も本会議で発言しなかった議員の政務活動費1年分を住民監査請求へ。
→政務活動費を使うなら成果を見せろ！
- ・ 事前に計画書を出し、完全後払い制に
(参考：京丹後市)

7.その他最新判決

- ・ 16/2/4 2009年度京都市議会政務調査費 約2080万円返還命令 京都地裁
<http://www.ombudsman.jp/data/160204.pdf>
人件費と事務所費だけで政務調査費の4分の3以上使用している議員を提訴
本会議質問と政務活動費との関係性調査→ほとんどなし
判決 会派 会派集合代金全額、「議員情報」購入代金の1/2が違法
委員会摘録(落選議員に委託)はOK
個人 人件費・事務所費 議会作成の指針に基づき1/2以上は具体的な
反証がない限り違法
- ・ 16/2/10 2013年度福井地裁政務活動費 全面敗訴 福井地裁
<http://www.ombudsman.jp/data/160210.pdf>
自宅の一室を事務所とし、水光熱費の1/3を事務所費で充当
「求釈明書」を一切拒否
判決「(議員の)自律的な判断に裁量の逸脱又は濫用があると認めるに足りる
的確な証拠はない。」

8.その他

- ・ 政務活動費になって裁判はどうなる？
- ・ 第三者機関の有効性？15/9/27 仙台市民オンブズマンシンポ 【別紙6】
- ・ あからさまな不正をしなければよいのか？「政務活動費があつてよかった」？
- ・ 愛知県半田市議会 政務活動費復活の議論から【別紙7】
- ・ 東大阪市 自治連合会がアンケート【別紙8】
- ・ 住民が議員へ様々な要望している実態 口利き記録制度とのリンクを

参考文献

全国市民オンブズマン連絡会議 政務活動費特設ページ

<http://www.ombudsman.jp/seimu.html>

『政務調査費ハンドブック 判例に学ぶ適正支出のチェックポイント』廣瀬和彦 2009 ぎょうせい

『地方議会の政務活動費』 瀬籙了三 2015 学陽書房